

○政治倫理の確立のための仙台市議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程

平成六年五月二五日

仙台市議会規程第一号

改正 平成一三年一〇月議会規程第二号

平成一四年三月議会規程第一号

平成一五年九月議会規程第二号

平成一六年三月議会規程第一号

平成一九年九月議会規程第一号

平成二二年四月議会規程第一号

平成二三年四月議会規程第一号

(趣旨)

第一条 この規程は、政治倫理の確立のための仙台市議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成六年仙台市条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

第二条 条例第二条第一項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

第三条 次の各号に掲げる資産等については、当該各号に定める種類ごとに区分して資産等報告書及び資産等変更報告書を作成するものとする。

一 条例第二条第一項第五号の有価証券 国債証券、地方債証券、社債券、株券（資本金の額が一億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。）、金銭信託及びその他

二 条例第二条第一項第六号の自動車 普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他

三 条例第二条第一項第六号の船舶 汽船、帆船及びその他

四 条例第二条第一項第六号の航空機 飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他

五 条例第二条第一項第六号の美術工芸品 絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他

(平一九、九・改正)

第四条 条例第二条第一項の資産等報告書は、別記様式第一号によるものとする。

2 条例第二条第二項の資産等変更報告書は、別記様式第二号によるものとする。

(所得等報告書)

第五条 条例第三条第一号ロの仙台市議会（以下「議会」という。）の議長が定める所得の金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二号の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第六条 条例第三条の所得等報告書は、別記様式第三号によるものとする。

- 2 条例第三条の所得等報告書の記載は、納税申告書の写しを添付することによって代えることができる。この場合において、同条第一号イ又はロに掲げる所得の金額が百万円を超えるときは、その基となった事実を所得等報告書に記載しなければならない。

（関連会社等報告書）

第七条 条例第四条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第八条 条例第四条の関連会社等報告書は、別記様式第四号によるものとする。

（報告書の訂正）

第九条 議会の議員は、条例第二条第一項の資産等報告書、同条第二項の資産等変更報告書、条例第三条の所得等報告書及び条例第四条の関連会社等報告書（以下「報告書」という。）を訂正しようとする場合においては、訂正届（別記様式第五号）を議会の議長に提出の上、当該報告書に訂正を行うとともに、その訂正箇所を認印並びに氏名及び訂正年月日の記載をしなければならない。

- 2 前項の規定により報告書の訂正を行った場合は、訂正をした部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告書の閲覧）

第十条 条例第五条第二項の市民とは、本市に住所を有する者をいう。

- 2 条例第五条第二項の規定による閲覧の請求は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。
- 3 条例第五条第二項の規定により報告書の閲覧をしようとする者は、閲覧請求簿（別記様式第六号）に必要な事項を記載しなければならない。
- 4 報告書の閲覧は、議会の議長が指定する場所において、月曜日から金曜日まで（仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第六十一号）第一条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）の午前九時から午後四時までの間に行わなければならない。
- 5 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

- 6 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 7 第四項から前項までの規定に違反する者に対しては、議会の議長は、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(平一五、九・改正)

(期限等の特例)

第十一条 報告書の提出の期限が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日をもってその期限とみなす。

- 2 前条第二項に規定する閲覧の請求をすることができる最初の日(以下「閲覧開始日」という。)が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日をもって閲覧開始日とみなす。

(委任)

第十二条 この規程の施行に関し必要な事項は、議会の事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成六年六月一日から施行する。

(準用)

- 2 条例附則第二項の規定により提出する資産等報告書については、第二条、第三条、第四条第一項及び第九条から第十一条までの規定を準用する。

附 則 (平一三、一〇・改正)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平一四、三・改正)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平一五、九・改正)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平一六、三・改正)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平一九、九・改正)

この規程は、平成十九年九月三十日から施行する。

ただし、様式第一号4及び様式第二号4の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平二二、四・改正)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平二三、四・改正）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平二九、八・改正）

この規則は、平成二十九年九月一日から施行する。